

# T&M通信

～税務と経営～

## 2020年5月号

### 今月の経営チェックポイント✓

□市町村長から個人住民税の特別徴収税額の通知があります。

※令和2年度の住民税の給与からの特別徴収は、6月分からの徴収になります。

□今月の祝日は、3日憲法記念日、4日みどりの日、5日こどもの日、6日振替休日です。

□5月、6月決算法人の方は、賞与等決算の対策の準備をして下さい。



てをあらおう



マスクをしよう



うちですごそう

### 納税期限スケジュール

□確定申告税額の延納届による延納税額の納付期限  
6月1日(月)

□自動車税・軽自動車税の納付期限  
6月1日(月)

-----  
※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、現在お客様との面談を極力控えさせて頂いております。電話やビデオ通話での面談にご協力いただけるようでしたら、お知らせさせていただきますようよろしくお願い致します。

※当事務所におきましても、5月よりクールビズの推進を行います。何卒よろしくお願い致します。

## 着眼点「コロナ禍に対する施策」

税理士 田中 彰

年初にここまでの事態を誰が予想できたでしょうか。新型コロナウイルスに感染して数日間で肺炎を悪化させ命をなくされる例など、厄介な感染症が蔓延しています。また、経営者の皆様は、それにより経済活動が停止し事業継続に不安を抱えながら頑張っておられることと思います。そこで、とりわけ当面の資金について悩んでおられる方が多いと思いますので、現在判明している貸付金や助成金についてまとめてみますので参考にしてください。

一方で、今回の事態が今後の事業や経営の在り方について再考する機会を与えた気もします。地震や台風等といった自然災害のみならず、グローバル化の進展による新たな感染症のリスクを今後も覚悟しなければなりません。

- ① テレワークは働き方改革でも提唱されたが、今回の事態に必要性が認識された
  - ② 状況がいい時に、緊急用の資金をどのように備蓄するか
  - ③ 単一事業の脆さが露呈され、出来ればもう一つの収入源を考える(二毛作経営)
  - ④ 当事務所のことですが、お客様が困ったとき如何に結果を出せる存在になるか
- このようなテーマを解決できれば、ピンチをチャンスに変えられるのではないのでしょうか。

◆借入金(運転資金)についての一覧

|          | 売上減少条件<br>(以上) | 借入限度額   | 期間(据置)  | メリット   | デメリット  |
|----------|----------------|---------|---------|--------|--------|
| 日本政策金融公庫 | 5%(1ヶ月)        | 6,000万円 | 15年(5年) | 利子補給あり | 混んでる   |
| 商工中金     | 5%(1ヶ月)        | 3億円     | 15年(5年) | 空いてる   |        |
| 京都府・京都市  | 10%(直近1ヶ月)     | 8,000万円 | 10年(2年) | 出やすい   | 年利1.2% |
| 大阪府・大阪市  | 認定者            | 3,000万円 | 10年(5年) | 利子補給あり |        |

※詳細は当事務所にお尋ねください。

※京都府や大阪市等は地元の金融機関が協会保証により行います。また、5月から新制度が発令される予定です。

## ◆主な助成金について

持続化給付金(経済産業省) [www.meti.go.jp/covid-19/pdf/kyufukin.pdf](http://www.meti.go.jp/covid-19/pdf/kyufukin.pdf)

### 給付額

法人は200万円、個人事業者は100万円

(ただし、昨年1年間の売上からの減少分を上限とします)

前年の総売上-前年同月比▲50%月の売上×12か月

### 給付対象の要件

1. 新型コロナウイルス感染症の影響により、  
ひと月の売上が前年同月比で50%以上減少している事業者
2. 2019年以前から事業収入を得ており、今後も事業継続の意思がある事業者
3. 資本金10億円未満、または従業員2000人以下である事業者

### 申請方法

1. パソコンかスマートフォンで「持続化給付金」[検索](#)の申請ページから必要事項を記入してください
2. 申請に必要な書類
  - ① 2019年(法人は前事業年度)確定申告書類
  - ② 売上減少となった月の売上台帳の写し
  - ③ 通帳の写し
  - ④ (個人事業者の皆様)身分証明書写し  
運転免許証、マイナンバーカード、住民基本台帳カードなど

働き方改革推進支援助成金(テレワークコース)(厚生労働省)

[www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/roudoukijun/jikan/telework\\_10026.html](http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/jikan/telework_10026.html)

### 対象となる事業主

1. 労働者災害補償保険の適用事業主であること
2. 一定規模の事業主であること(中堅規模以上事業主は適用無し)
3. テレワークを新規で導入する事業主であること又はテレワークを継続して活用する事業主であること  
※試行的に導入している事業主も対象です
4. 時間外労働の制限その他の労働時間等の設定の改善を目的として、在宅又はサテライトオフィスに

において就業するテレワークの実施に積極的に取り組む意欲があり、かつ成果が期待できる事業主であること

#### 支給対象となる取組

いずれか1つ以上実施

○テレワーク用通信機器の導入・運用（※）

※シンクライアント端末（パソコン等）の購入費用は対象となるが、

シンクライアント以外のパソコン、タブレット、スマートフォンの購入費用は対象とならない

○保守サポートの導入

○クラウドサービスの導入

○就業規則・労使協定等の作成・変更

など

#### 支給額

|            |       |       |
|------------|-------|-------|
| 成果目標の達成状況  | 達成    | 未達成   |
| 補助率        | 3/4   | 1/2   |
| 1人当たりの上限額  | 20万円  | 10万円  |
| 1企業当たりの上限額 | 150万円 | 100万円 |

#### 京都市中小企業等緊急支援補助金(京都市)

##### 対象となる経費

1. 消毒用アルコール、マスク、除菌スプレー、空気清浄機、パーテーションなど市民の安全安心を確保するために実施する感染症予防のための事業
2. 飲食店の売上向上のためのデリバリーやテイクアウトの導入、販売促進用のチラシ作成・送付、ネット販売システムの構築など危機的状況を乗り越えるために実施する事業
3. 出勤抑制を踏まえたテレワークの導入等、回復期に向けた従業員のスキルアップ研修など事業継続のために必要とする取組

##### 補助金額と補助率

上限 30万円

売上が50%以上減少の方 3/4      売上が80%以上減少の方 4/5

##### 補助対象者

以下の①②のどちらにも該当する方

① 市内の中小企業、小規模事業者、フリーランスを含む個人事業者

② 売上が前年同月比で50%以上減少している方

##### 補助対象の事業期間

令和2年4月1日から令和2年9月30日に完了する事業

##### 受付期間

令和2年5月11日(月)~令和2年5月15日(金)当日消印有効

##### 申請方法

ホームページからダウンロードなどした申請書に必要事項を記入し、必要書類を添えて郵送してください

(郵送先) 〒606-8343 京都市左京区岡崎成勝寺町 9-1

京都市勧業館みやこめっせ内

## 京都府休業要請対象事業者支援給付金（京都府）

### 対象者

1. 京都府内に事業所を有する中小企業・団体及び個人事業主
2. 緊急事態措置を実施する以前（令和2年4月17日以前）に開業し、対象施設に関して必要な許認可を取得の上、当該施設を運営している者
3. 緊急事態措置のすべての期間（令和2年4月18日から令和2年5月6日）の内、遅くとも令和2年4月25日午前零時から令和2年5月6日まで連続して、京都府の要請等に応じ休業等の対応を実施した者

### 支給額

中小企業・団体 20万円、個人事業主 10万円

### 申請受付期間

令和2年5月7日から令和2年6月15日まで

### 申請方法

詳細は決定次第、京都府ホームページで公表します

※雇用調整助成金（厚生労働省）については T&M 通信 4 月号をご参照ください

前月掲載の情報から助成率に変更があります。最新情報は下記サイトをご覧ください。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/koyou/kyufukin/pageL07.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07.html)

## ●母の日について

5月の第2日曜日は「母の日」です。カーネーションやプレゼントをあげられる方が多いかと思いますが、日本だけの風習ではなく世界中で行われているという事をご存じでしょうか。

母の日が生まれたのは20世紀初頭のアメリカ・ウェストヴァージニア州でした。母を亡くした女性・アンナが亡き母を偲んで5月に教会で追悼会を開き、母が好きだった白いカーネーションを参加者みんなに一輪ずつ配り、その母を思う気持ちに感動した人たちの輪が次第に広がり、ウェストヴァージニア州知事が「母の日」に認定し、さらに1914年にはウィルソン大統領の提案で追悼会が開かれた第2日曜日が「母の日」に制定され、祝日として祝うようになりました。これが世界的に5月に母の日が多い理由となります。

20世紀はアンナが捧げた白いカーネーションでしたが、今は赤いカーネーションが定番となっています。白は亡くなった母を偲ぶもの、赤は健在の母を想うものという意味があり日本でも区別されていましたが、傷つく子供たちもいるとの考えから赤に統一されたようです。

イギリスではイースターサンデーの3週間前に教会で受け取った花、オーストラリアでは5月の第2日曜日に菊の花、フランスでは5月の最終日曜日にお母さんの喜んでくれるもの、イタリアでは5月の第2日曜日にアザレアの花と、世界中で違いがあります。祝う時期や贈るものが違っても「母の日」は世界中にあり、母への感謝の気持ちを表す日であることに変わりはないようです。

今年は久しぶりにカーネーションを贈ってみようかと思えます。

（文責：井上 知己）